

(参考：6月以降のベースアップ評価料の実績報告対象職種)

病院・診療所	訪看S T	薬局
<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員等 (保助看+準看) ・40歳未満の勤務医師・勤務 歯科医師 ・事務職員 ・看護補助者 ・薬剤師(歯科除く) ・歯科衛生士(歯科のみ) ・その他の対象職種 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員等 (保助看+準看) ・リハビリ職 (理学療法士・作業療 法士・言語聴覚士) ・事務職員 ・看護補助者 ・その他の対象職種 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師 ・事務職員

(R7補正(R8繰越分含む)賃上げ支援事業実績報告対象職種)

病院・診療所	訪看S T	薬局
<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員等 (保助看+準看) ・40歳未満の勤務医師・勤務 歯科医師 ・事務職員 ・看護補助者 ・薬剤師(歯科除く) ・歯科衛生士(歯科のみ) ・リハビリ職 (理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士) ・理学療法士(※) ・作業療法士(※) ・言語聴覚士(※) ・その他の対象職種 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員等 (保助看+準看) ・リハビリ職 (理学療法士・作業療 法士・言語聴覚士) ・事務職員 ・看護補助者 ・その他の対象職種 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師 ・事務職員

(※)それぞれの職種について単独の賃金表がある場合は必ず記載。

診療所については常勤(換算しない)10人以上を雇用している場合のみ記載。

(人数入力欄は常勤換算数を記載。)

(参考) リハビリ職を追加した経緯

(令和8年4月22日 衆議院厚生労働委員会)

○山本(香)委員

もう一つ、処遇改善についても伺いたいと思います。

予算委員会でも大臣にお伺いしたと思うんですが、令和七年度補正予算と令和八年度の診療報酬でしっかり対応しますということなんですが、確認して確実に引き上げていただきたいと思うんです。

聞いたら、職種によって調査し確認すると聞いているんですけども、どういう職種でやるかまだ決まっていないというので、ちゃんと三職種それぞれ確認をしていただきたい。そして、確実に引き上げているかどうか、確認をしていただきたい。よろしくをお願いします。

○森光政府参考人

お答え申し上げます。

令和七年度の補正予算の医療・介護等支援パッケージでは、医療機関それから介護事業者への給付金を支給するという事で賃上げを支援をしております。支給額は必ずリハビリ職も含めた職員の賃金改善に充てるとしてございまして、賃金改善に充てられなかった場合には返還を求めるところまで規定をしております。

まず、この支援を速やかに行き届かせるとともに、リハビリ職も含めて、実績報告や調査において賃金改善の状況を確認し、現場で働く幅広い職種の着実な賃上げにつながるよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○山本(香)委員

丸めてじゃなくて職種別に確認していただけるということですか。

○森光政府参考人

その実績の報告ということでございますけれども、補正予算等々については、基本的に全医療機関を対象に支給をするということにしております。

そうしたときに、医療機関側の負担というのもあります。

また、全職種とした場合に、医療機関によっては、雇っていらっしゃる、雇用されている人の数というのが非常に少ないところもあるということもありますので、どのような形で実績報告書をもらうのか、どういう形でもらうのかというのについては、これから少し工夫をさせていただきたいと思っております。

○山本(香)委員

ひもづいていないんですね、今の段階で。

是非、そこで工夫という形で見えるようにしていただきたいと思います

(・・・)